

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（厚生労働省）

| | | | | |
|---|--|--|-------------------------|------------------|
| 制 度 名 | 事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に関する税制優遇措置の継続 | | | |
| 税 目 | 所得税、法人税 | | | |
| 要 望 の 内 容 | <p>適格退職年金については、廃止期限（平成 23 年度末）までの間に、他の企業年金等（厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金及び中小企業退職金共済）への移行を促進しているところであるが、事業主が存在しない等の理由によって、他の企業年金等に移行できない適格退職年金に限っては、廃止期限後も廃止期限前と同じ税の優遇措置（運用時：非課税、給付時：公的年金等控除、退職所得控除等）を継続することを要望する。</p> <table border="1" data-bbox="874 808 1481 902"> <tr> <td data-bbox="874 808 1222 902">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1222 808 1481 902">－ 百万円 （－ 百万円）</td> </tr> </table> | | 平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） | － 百万円 （－ 百万円） |
| 平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） | － 百万円 （－ 百万円） | | | |
| 新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由 | <p>(1) 政策目的 適格退職年金は、企業が年金原資を外部機関に積み立てるなどの法人税法で定める一定の条件を満たし、国税庁長官に承認を受けることで、事業主が負担する掛金を全額損金扱いとする等の税制上の優遇措置を受ける制度であるが、受給権保護の仕組みがより優れている確定給付企業年金法の施行（平成 14 年 4 月 1 日）に伴い、10 年間という猶予期間を設けた上で廃止することとされた。 平成 23 年度末の廃止期限まで残り 1 年を切った現在、適格退職年金の加入者・受給者の権利を保護しつつ、適格退職年金から企業年金等への円滑な移行を一層促進する等必要な措置を講ずることにより、国民の老後の所得確保を図ることが重要である。</p> <p>(2) 施策の必要性 適格退職年金については、制度として廃止されることが決まった平成 13 年度末時点では、件数は約 7.4 万件（加入者数：約 917 万人、受給者数：約 51 万人）であったが、平成 22 年度末時点では、約 1.1 万件（加入者数：約 126 万人、受給者数：約 14 万人）となっており、残った契約のうち 9 割以上が今後の方針を決めており、平成 23 年度末にその期限を迎える。 こうした中、適格退職年金に止まっているものの中には、企業が倒産した等の理由で、事業主が存在しない閉鎖型適格退職年金等の企業年金等に移行できない適格退職年金が存在している。（※閉鎖型適格退職年金とは、受給者等のみで構成された適格退職年金をいう。） このような適格退職年金は、事業主はいないものの、受給権保護の観点から、適格退職年金として残ることを国税庁の承認により認められているが、税制上の手当をしない場合は、廃止期限後に税の優遇措置を受け続ける方法がなくなり、受給権の保護が図られなくなってしまう。 このため、事業主がない閉鎖型適格退職年金等、企業年金等に移行できない適格退職年金については、廃止期限後も廃止期限前と同じ税優遇措置を継続するよう手当てする必要がある。</p> | | | |

| | | | |
|--|-------------|---|--|
| 今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項 | 合 理 性 | 政策体系における政策目的の位置付け | 基本目標Ⅳ 地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する 施策大目標 6 「消えた年金」問題の対応に注力し、年金制度に対する信頼を回復するとともに、年金制度改革の道筋をつける等により、高齢者の所得保障の充実を図る 施策中目標 3 企業年金等の健全な育成を図ること 施策中目標 4 企業年金等の適正な運営を図ること |
| | | 政策の達成目標 | 企業年金等に移行できない適格退職年金の受給者等について廃止前と同様の受給権の保護を図る。 |
| | | 租税特別措置の適用又は延長期間 | 対象となる「事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金」の受給者等が存在しなくなるまでの期間。 |
| | | 同上の期間中の達成目標 | 企業年金等に移行できない適格退職年金の受給者等について廃止前と同様の受給権の保護を図る。 |
| | 政策目標の達成状況 | — | |
| | 有 効 性 | 要望の措置の適用見込み | (生命保険協会及び全国共済農業協同組合連合会調べ) 平成 23 年 6 月末時点の事業主の存在しない閉鎖型適格退職年金の件数：148 件 受給者数：690 人（推計） 平成 23 年 6 月末時点の厚生年金未適用事業所の適格退職年金の件数：24 件 受給者数：72 人（推計） |
| | | 要望の措置の効果見込み(手段としての有効性) | 上記の適格退職年金の受給者等の受給権の確保を図ることが可能である。 |
| | 相 当 性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | 適格退職年金、企業年金等については、掛金等の拠出時、運用時及び給付時において、税制上の所要の措置が講じられている。 |
| | | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | — |
| | | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | — |
| | 要望の措置の妥当性 | 現在、適格退職年金に止まっているものの中で、制度上企業年金等への移行が可能なものについては、引き続き移行促進を図るとともに、事業主が存在しない等のため企業年金等に移行できない適格退職年金への廃止期限後の税の優遇措置の継続により、適格退職年金の実施企業の受給者等について、安定した老後の所得確保が図られることから、政策目的に照らして、妥当な要望である。 | |

| | | |
|--|---|----------|
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項</p> | <p>租税特別措置の適用実績</p> | <p>—</p> |
| | <p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p> | <p>—</p> |
| | <p>前回要望時の達成目標</p> | <p>—</p> |
| | <p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p> | <p>—</p> |
| <p>これまでの要望経緯</p> | <p>平成 23 年度税制改正大綱において、平成 24 年度税制改正において措置することとされたため、本年度においても要望を提出するものである。</p> <p>※ 平成 23 年度税制改正大綱（平成 22 年 12 月 16 日閣議決定） （抄） 9. 検討事項 〔国税・地方税共通〕 （3）平成 24 年 3 月 31 日をもって廃止される適格退職年金制度に関し、事業主が存在しないなどの事情により企業年金制度等への移行が困難な適格退職年金契約について、平成 24 年度税制改正において現行の適格退職年金契約に係る税制上の措置を継続適用する措置を講ずるほか、関係省庁において、受給権保護の観点から、未だ企業年金制度等への移行を行っていない適格退職年金契約の円滑な移行促進策を検討するなど適格退職年金制度の廃止に向けた取組みを進める。</p> | |